

令和7年度

「北九州市安全・安心まちづくり
防犯カメラ設置補助金」

申請の手引き

【事業者】

総務市民局 安全・安心推進部

安全・安心推進課 都市整備係

目次

・ 防犯カメラ設置補助制度の申請の流れ【概要】

I	「北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助金制度」について	・・・ 1～2
II	補助金交付の手続き	・・・ 3～7
III	Q & A	・・・ 8～10
IV	関係機関一覧	・・・ 11
V	北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助事業管理運用要領【事業者】	・・・ 12～15
VI	補助金交付申請の様式集	・・・ 17～43

I 「北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助金制度」について

1. 目的

北九州市では、事業者の方々の犯罪の抑止を目的として公共空間（道路等）を撮影する防犯カメラの設置費用の一部を補助します。

2. 補助対象者

市内に事業所を置き、専ら営利を目的とした活動を行う個人・法人などの事業者
ただし、主要な鉄道駅（別表1）周辺^{*1}に防犯カメラを設置する事業者とします。

※国、県又は市の他の街頭に設置するカメラの補助制度対象者は、除きます。

※1…周辺とは、概ね1km以内とする

ただし、令和7年度については、法人には小中高の学校法人等も補助対象に含め、学校法人等には、駅から1km以内の範囲制限は設けません。

別表1

J R九州 鹿児島本線 J R九州 日豊本線	門司港駅、門司駅、小倉駅、西小倉駅、九州工大前駅、戸畑駅、枝光駅、スペースワールド駅、八幡駅、黒崎駅、陣原駅、折尾駅、南小倉駅、城野駅、安部山公園駅、下曾根駅、朽網駅
筑豊電気鉄道線	黒崎駅前駅
北九州都市モノレール小倉線	小倉駅、平和通駅、旦過駅、香春口三萩野駅、片野駅、北方駅、競馬場前駅、守恒駅、徳力公団前駅、徳力嵐山口駅、企救丘駅

3. 補助対象経費

防犯カメラの設置に要する下記の経費とします。

- ・ 防犯カメラ、録画装置等の機器購入費用及び設置工事費用
- ・ 防犯カメラの設置を示す看板設置費用

（保守費用、修理費用、電気料金等の維持管理費並びに機器等の移設及び撤去にかかる経費等は補助対象外です。）

4. 補助率・補助限度額

補助対象経費の1／3以内（1,000円未満切捨）、1台につき13万円を限度
1事業者につき10台を限度

予算を超える申請があった場合は、ご希望に添えない場合があります。

5. 管理・運用

防犯カメラ設置にあたっては、「北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助事業管理運用要領」（12頁参照）を遵守し、プライバシーの保護に配慮した適正な設置、管理及び運用を行ってください。

防犯カメラの設置期間中は、当該防犯カメラを適切に維持管理・運用してください。設置して5年以内に廃止又は台数を減らす場合は、交付した補助金の全部又は一部を返還していただく場合があります。

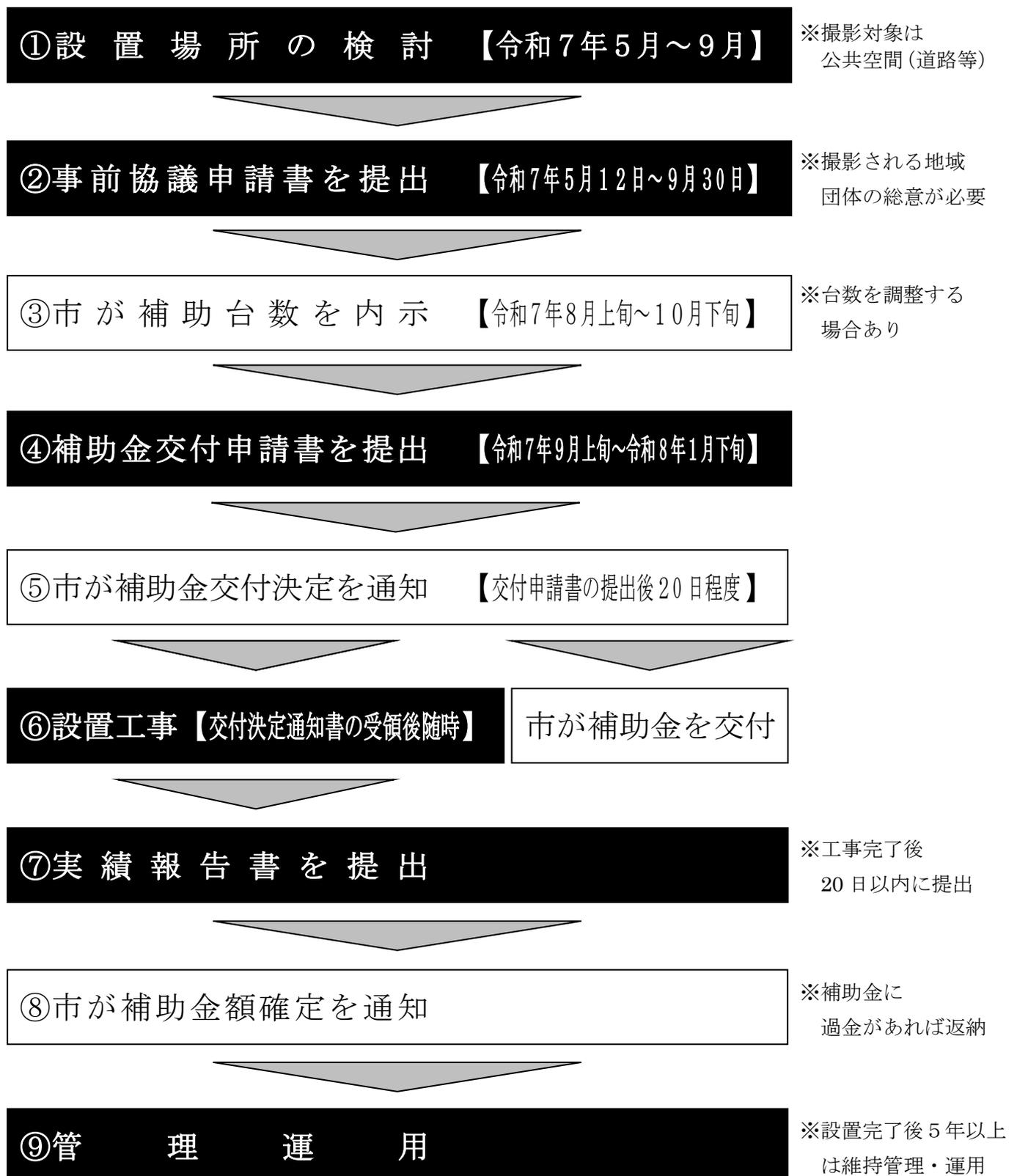
6. 主な遵守事項

- (1) 撮影対象は撮影する画像面積の概ね2／3以上を道路等の公共空間とし、防犯カメラを設置している旨を表示してください。
- (2) 防犯カメラの設置場所は事業所内、建物の屋外とし、撮影対象範囲内の地域団体の同意を得るとともに、設置について道路使用許可等が必要な場合は許可を得てください。（道路やその上空は占有できません。）
- (3) 撮影した画像及び画像を収録した記録媒体を適正に管理・運用するために、「管理運用責任者」及び「操作取扱者」を指定し、届出をしてください。
- (4) 画像の保存期間は7日間以上30日間以内とし、経過後は消去してください。
- (5) 第三者への画像提供を禁止します。ただし、法令に基づく照会や人の生命、身体又は財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要がある場合等は提供できるものとします。
- (6) 防犯カメラ管理運用規程を作成してください。

※ 地元企業の受注機会の増大を促進するため、市内の業者が設置工事を行ったもののみ補助金の対象とさせていただきます。

Ⅱ 補助金交付の手続き

「北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助金」の申請から交付については、概ね次のような流れになります。



①設置場所を検討

事業所内、事業所の建物等に設置するよう検討してください

事業所の敷地内の建物壁面や既存柱等を利用し、または専用柱を建柱して設置するなど。（事業者の所有地であっても、当該所有地で事業を行っていない場所への設置については、補助対象外です。）

また、道路上には設置できません。

その他及び留意事項

- (1) 撮影対象は撮影する画像面積の概ね2／3以上を道路等の公共空間とし、設置者を除く個人及び建物等を継続して撮影することがないようにしてください。
- (2) 事業所内に設置する場合でも、防犯カメラが道路上にせり出したり、道路上空に架線することはできません。
- (3) 事故等の発生及び第三者との紛争が生じた際は、設置者の責任において処理してください。

②事前協議申請書を提出

補助金の交付申請をしようとする者（申請者）は市へ事前協議を行ってください。

取付位置や撮影方向を決め、撮影対象範囲内の地域団体の同意、防犯カメラ設置費用の見積を準備してください。

- 【提出書類】 **A** 事前協議申請書（様式 18 頁参照）
B 撮影対象範囲内の地域団体の同意を証する書類（様式 20 頁参照）
C 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面（様式 22 頁参照）
D 設置費用見積書の写し（様式は問いません。）

【提出先】 総務市民局 安全・安心推進課都市整備係（11 頁掲載）

③市が補助台数を内示

事前協議の申請を受け、警察等と協議し、内容を審査したうえで、市が申請者へ内示書を通知します。

※予算の関係上、事前協議申請時の台数を調整して内示することがあります。

④補助金交付申請書を提出

プライバシー保護等に配慮した管理運用を行っていただくため、管理運用規程を作成してください。

市が通知した内示書に基づき、交付申請を行ってください。

【提出書類】 **E** 交付申請書（様式 24 頁参照）

F 設置場所及び撮影範囲を示した図面（様式22頁参照）

G 設置費用見積書の写し（様式は問いません。）

H 設置する防犯カメラの概要がわかる資料（図面、カタログ等）

I 役員名簿（様式26頁参照）

J 防犯カメラ設置補助事業収支予算書（様式28頁参照）

K 防犯カメラ管理運用規程（様式30・31頁参照）

L 管理運用責任者及び操作取扱者届出書（様式32頁参照）

M その他市長が必要と認める書類（**口座振込依頼書**（様式34頁参照））

※上記F Gは、事前協議申請時に提出したものから変更がない場合、提出を省略することができます。

【提出先】 総務市民局 安全・安心推進課都市整備係（11 頁掲載）

⑤市が補助金交付決定を通知

交付申請書の内容を審査し、交付を認めたときは、市が申請者へ交付決定通知書にて通知します。

⑥設 置 工 事

市が補助金を交付

市が通知した交付決定書に基づき、カメラの設置工事に着手してください。
また、市が申請者へ交付決定通知書の補助金額を交付します。

⑦実績報告書を提出

事業（防犯カメラ設置工事）が完了したときは、完了の日から20日以内に実績報告を行ってください。年度末（3月末）までに提出をお願いします。

【提出書類】 **N** 実績報告書（様式36頁参照）

O 設置したカメラにより撮影された画像

P 設置場所の工事前後の写真

Q 領収書の写し

R 防犯カメラ設置補助事業収支決算書（様式38頁参照）

S その他市長が指示する書類

【提出先】 総務市民局 安全・安心推進課都市整備係（11頁掲載）

⑧市が補助金額確定を通知

実績報告を受け、内容の審査等を行い、交付すべき補助金の額を確定した後、市が補助金確定通知書にて通知します。

実績報告において、精算を行い、補助金の交付額が精算額より多い場合は、戻入額を速やかに市へ返納してください。

⑨管 理 運 用

防犯カメラ設置期間中は、当該防犯カメラを適切に維持管理し、運用していただく必要があります。

特に、5年間は下記事項を遵守してください。設置して5年以内に廃止又は台数を減らす場合は、交付した補助金の全部又は一部を返還していただく場合があります。

関係書類の整備

設置完了後5年間は、防犯カメラ設置に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を備えてください。

提出書類

●管理運用状況報告書

防犯カメラを設置した翌年度から5年に達するまで毎年度、防犯カメラ管理運用状況報告書を年度末（3月末）までに提出してください。

【提出書類】 **T** 北九州市防犯カメラ管理運用状況報告書（様式40頁参照）

【提出先】 総務市民局 安全・安心推進課都市整備係（11頁掲載）

※防犯カメラ設置後に、廃止又は設置場所等を変更しようとする場合

●設置変更・廃止申請書

設置変更・廃止申請書を提出し、承認を受けてください。

【提出書類】 **U** 北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助事業変更・廃止申請書（様式 42 頁参照）

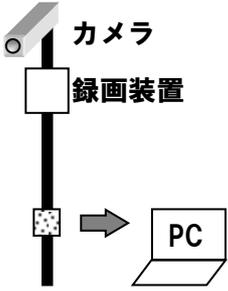
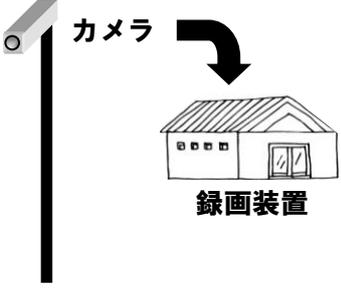
【提出先】 総務市民局 安全・安心推進課都市整備係（11 頁掲載）

Ⅲ Q & A

Q 1. 防犯カメラとは何ですか。

本事業での防犯カメラとは、公共空間を撮影対象とし、犯罪の抑止を目的として特定の場所に常設し、常時撮影する機能及び録画する機能を有する機器並びにその他関連機器で構成されるものをいいます。

防犯カメラのタイプは、大きく分けて、「録画一体型カメラ（スタンドアローン型）」と集中管理型カメラ（ネットワーク型）」に分かれます。

タイプ	録画一体型カメラ（スタンドアローン型）	集中管理型カメラ（ネットワーク型）
構成	<p>防犯カメラに内蔵されている録画装置やポール等に取り付けた録画装置に撮影画像を直接保存する方式。 （保存データはPC等で取り出します）</p> 	<p>有線又は無線で、防犯カメラから離れた場所に設置している録画装置に通信回線などを使って転送する方式。</p> 
プライバシー保護	<p>記録データが人の手の届かないところにあるので、プライバシーの保護が確立しやすい。</p>	<p>防犯カメラの映像をモニタリングすることができ、記録データが人の手の届くところにあるので、プライバシーの保護が難しい。適切にパスワードを設定し適時に更新するほか、不正アクセスの防止のために、プログラム等を最新の状態に更新することなど、適切なセキュリティ対策を講じる必要がある。</p>
費用等	<p>設置工事が簡単で、経費が安価。 （本事業では、この方式をお勧めします）</p>	<p>設置工事費が高く、別途通信回線費用等が必要となる場合がある。 また、録画装置の設置場所の確保が必要。</p>

Q 2. どのような仕様の防犯カメラがよいのですか。

仕様について指定はしませんが、防犯カメラは屋外に設置することから、防水・防塵基準が国際電気標準会議規格 I P 6 6 以上、有効画素数が 200 万画素程度で夜間の撮影が可能なカメラをお勧めします。また、録画装置については、1 日 24 時間で 7 日間以上録画が可能なものをお勧めします。

Q 3. 防犯カメラの設置に関するアドバイスを聞きたい。(設置場所や防犯カメラの仕様など)

福岡県等が委嘱するアドバイザー等をご紹介することができます。安全・安心都市整備課へお問い合わせください。

Q 4. 撮影する範囲などに決まりはありますか。

防犯カメラの設置にあたっては、住宅など私的な空間や不必要な個人の画像が撮影されないよう、撮影範囲を必要最小限にする必要があります。

その際には、カメラの角度調節や撮影範囲を部分的に隠すなど行い、住宅など私的な空間や不必要な個人の画像ができるだけ撮影されないようにしてください。

撮影範囲に住宅や店舗等が入る場合には、その住宅、店舗等にその旨を事前に説明し、同意を得てください。

Q 5. 補助対象者の主要な鉄道駅周辺とはどの範囲ですか。

鉄道駅から概ね 1 k m の範囲です。

ただし、補助対象者が学校法人等の場合は、駅から 1 k m の範囲制限は設けません。

詳しくは、総務市民局安全・安心推進課にご確認ください。

Q 6. ダミーカメラやリースカメラの設置、設置済みのカメラは、補助金の対象となりますか。

対象ではありません。

Q 7. 防犯カメラと録画装置の設置台数が異なる場合、補助金の上限額はどのようになりますか。

防犯カメラの設置台数により補助金の上限額を計算します。例えば、防犯カメラ 3 台設置、録画装置 1 台設置の場合、防犯カメラ 3 台で計算しますので、上限額は 3 9 万円です。

Q 8. 防犯カメラを設置するにあたって、どのような手続きが必要ですか。

設置場所の土地所有者等の同意のほか、撮影範囲に含まれる周辺住民への説明や配慮(カメラの角度調節や撮影範囲を部分的に隠すなど)が必要です。

そのため、事前協議の際に撮影範囲の地域団体の同意を証する書類を提出していただきます。(作成例を 21 ページに掲載しています。)

Q9. 事前協議申請書を提出すれば、申請した台数の補助金を受けることができますか。

予算には限りがあるため、ご希望に添えない場合があります。補助台数は、内示書にて通知します。

Q10. 書類の提出はどのようにすればよいですか。

安全・安心推進課へ提出してください。郵送で構いません。

ただし、運用状況報告書のみ、FAX Eメールでも提出できます。

(関係機関一覧11ページに掲載しています)

Q11. 防犯カメラの管理運用規程はなぜ必要ですか。

撮影された画像を誰もが見て、自由に取り出せるのでは、プライバシーを侵害する恐れがあります。

このため、管理運用責任者、操作取扱者を指定して、目的・必要性等を踏まえたうえで適切な管理運用を行う必要があります。

このように、防犯カメラを適切に管理運用するためには一定の基準を定め、関係者が共通の認識を持つことが必要です。

Q12. 防犯カメラの設置について、問合せや苦情等を受けた時はどうすればよいですか。

防犯カメラ設置者として、適切かつ迅速に対応していただく必要があります。

その内容が設置目的や管理運用規程に照らして適正かどうか判断したうえで、問題ないと判断した場合には、プライバシーの侵害とならないよう、防犯カメラ設置の表示や管理運用規程を定めていることなどを説明し、理解を求めてください。

Q13. 防犯カメラの設置や設置後の管理運用について、どのようなことがありますか。

北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助事業管理運用要領を遵守してください。設置後は、機器の定期的なメンテナンスのほかに、災害等による修理、撮影角度の修正、照会に基づくデータ提供などに対応する必要があります。

また、設置だけではなく、撤去後の原形復旧も考慮して検討してください。

Q14. 維持管理費用にはどのようなものがありますか。

電気代（機器によって異なりますが、1台につき年間5千円～1万5千円程度）の支払いが必要なほか、定期的なメンテナンスや消耗品の交換、故障時の修理費用が必要となり、またデータ抽出にも費用がかかる場合があります。

そのためにも、簡単なメンテナンスが可能な場所への設置、機種を選定など、維持管理についても防犯カメラ取扱業者に事前に十分確認したうえで、防犯カメラの設置をご検討ください。

※維持管理費用については、本事業の補助対象ではありません。

IV 関係機関一覧

1 補助金申請書類提出先、補助金制度に関する問い合わせ

北九州市 担当課	総務市民局 安全・安心推進課 都市整備係
住 所	小倉北区城内1番1号庁舎2階 〒803-8501
電 話	093-582-2866
F A X	093-582-3889
Eメール	sou-anshin@city.kitakyushu.lg.jp

V 北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助事業管理運用要領 【事業者】

(趣旨)

第1条 この要領は、北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助事業により設置する防犯カメラ（以下「防犯カメラ」という。）のプライバシーの保護に配慮した適正な設置、管理及び運用に関する事項を定める。

(設置及び表示)

第2条 防犯カメラ設置者は、防犯カメラの設置及び表示について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 撮影対象は、撮影する画像面積の概ね3分の2以上を公共空間とし、設置者を除く個人及び建物等を継続して撮影することがないように配慮すること。
- (2) 設置場所付近の見やすい場所に、防犯カメラを設置している旨を表示すること。
- (3) 前号に規定する表示の内容は、別表に定める項目とする。

(設置場所の所有者の同意)

第3条 防犯カメラ設置者は、事業所内及び建物の屋外に設置し、撮影対象範囲内の地域団体の同意を得なければならない。（ただし、設置場所の所有者が異なる場合は、所有者の同意、所有者以外に当該設置場所を使用する権利を有する者がいる場合にあっては、当該使用する権利を有する者の同意を含む。）

(管理及び運用)

第4条 防犯カメラ設置者は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、当該防犯カメラの管理及び運用について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置目的以外には防犯カメラを利用しないこと。
- (2) 個人のプライバシーの保護に配慮した管理及び運用を行うこと。
- (3) 防犯カメラの適切な維持管理を行うこと。
- (4) 防犯カメラの管理運用責任者及び操作取扱者（以下「管理運用責任者等」という。）を指定すること。
- (5) 防犯カメラにて撮影した画像（以下「画像」という。）及び画像を収録した記録媒体（以下「記録媒体」という。）の適正な管理を行うとともに、外部への漏えい等を防止するための所要の対策を講ずること。
- (6) 防犯カメラの設置、管理及び運用に関する問い合わせや苦情（以下「問い合わせ等」という。）、事故があった際は、速やかに対応、処理すること。
- (7) 設置場所の所有者等の事情により、移設等の必要が生じた場合は、設置時における所有者等との合意事項に基づき適切に対応すること。

(管理運用責任者及び操作取扱者の責務)

第5条 管理運用責任者は、防犯カメラ、画像及び記録媒体の適正な管理及び運用を行

わなければならない。

- 2 操作取扱者は、管理運用責任者の指揮監督の下に防犯カメラの操作及び画像の視聴を行わなければならない。
- 3 防犯カメラの操作及び画像の視聴は、管理運用責任者等以外の者が行うことはできない。ただし、管理運用責任者の了解を得た場合はこの限りでない。
- 4 管理運用責任者等の指定及び変更をする場合は、速やかに市長へ届出をしなければならない。

(画像及び記録媒体)

第6条 管理運用責任者等は、画像及び記録媒体について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 画像の保存期間は、7日間以上30日間以内であること。
- (2) 保存期間を経過した画像は、速やかに消去すること。
- (3) 画像及び記録媒体の取扱いは、管理運用責任者等以外の者が行わないこと。

(秘密の保持)

第7条 管理運用責任者等は、画像及び画像から知り得た個人に関する情報をむやみに他に漏らし、又は第8条第1項を除く目的のために使用してはならない。管理運用責任者等でなくなった後においても同様とする。

(画像の利用及び提供の制限)

第8条 管理運用責任者等は、防犯カメラで撮影した記録映像その他撮影情報について、次の各号のいずれかに該当する場合以外は第三者への画像提供を禁止する。

- (1) 捜査機関から具体的事件を提示して、犯罪捜査のために情報提供を求められた場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要がある場合
 - (3) その他法令に基づく照会があった場合
- 2 前項第1号に基づく情報提供依頼は、刑事訴訟法に規定する「捜査関係事項照会書」の提出を受けるものとし、管理責任者が審査・許可した場合にのみ提供を行うものとする。
- 3 第1項において、画像を提供した場合は次の各号に定める事項を記録保存しておかななければならない。
- (1) 提供日時
 - (2) 利用目的
 - (3) 提供先
 - (4) 提供する画像の内容

(管理運用規程の作成)

第9条 防犯カメラ設置者は、本要領に基づき、次に掲げる事項を規定した防犯カメラ

管理運用規程を作成しなければならない。

- (1) 目的
- (2) 設置場所及び撮影範囲
- (3) 設置者
- (4) 管理及び運用
- (5) 管理運用責任者及び操作取扱者
- (6) 画像の保存期間、消去
- (7) 画像提供の制限
- (8) 問い合わせ等の対応

(報告及び是正措置)

第10条 防犯カメラ設置者は、防犯カメラを設置した翌年度から5年に達するまで毎年度、防犯カメラ管理運用状況報告書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、防犯カメラの管理及び運用が本要領の規定に違反すると認めるときは、防犯カメラ設置者に対し、是正するために必要な措置を命ずることができるものとする。

(業務の委託)

第11条 防犯カメラ設置者は、防犯カメラの設置や保守点検等の業務を委託する場合、本要領の遵守を委託条件にするなど、適正な設置、管理及び運用を徹底するものとする。

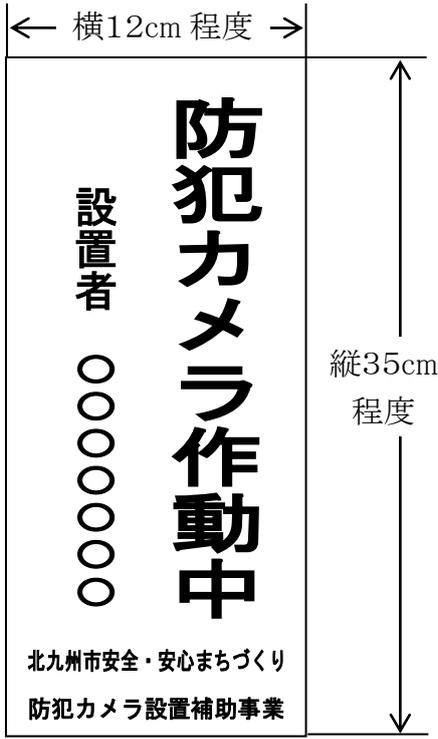
付 則

この要領は、平成27年9月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

文字色	赤
背景色	黄





MEMO

A large, empty rounded rectangular box with a thin black border, intended for writing a memo. The box is vertically oriented and occupies most of the page's width and height.

VI 補助金交付申請の様式集

目次

◆ 事前協議申請関係様式

A 事前協議申請書（記入例）	18～19
B 撮影対象範囲内の地域団体の同意を証する書類（作成例）	20～21
C 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面（作成例）	22

◆ 交付申請書関係様式

E 交付申請書（記入例）	24～25
F 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面（作成例）	22
I 役員名簿（記入例）	26～27
J 防犯カメラ設置補助事業収支予算書（記入例）	28～29
K 防犯カメラ管理運用規程（作成例）	30～31
L 管理運用責任者及び操作取扱者届出書（記入例）	32～33
M 口座振込依頼書（作成例）	34～35

◆ 実績報告関係様式

N 実績報告書（記入例）	36～37
R 防犯カメラ設置補助事業収支決算書（記入例）	38～39

◆ 管理運用報告関係様式

T 北九州市防犯カメラ管理運用状況報告書（記入例）	40～41
U 北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助事業変更・廃止申請書（記入例）	42～43

北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助金事前協議申請書

【事業者】

令和 年 月 日

北九州市長

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

※自署による記入の場合、押印は不要です。

電話番号

担当者：氏名 ふりがな

電話番号

北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり協議を申請します。

記

1 防犯カメラ設置場所

2 防犯カメラ設置予定台数 _____台

3 関係書類

- (1) 撮影対象範囲内の地域団体の同意を証する書類
- (2) 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面
- (3) 設置費用見積書の写し

4 その他

申請者が暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当したときは、市が補助金を交付しないこと、又は補助金の交付の決定を取り消すことについて同意します。

北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助金事前協議申請書

【事業者】

令和〇〇年 〇月〇〇日

北九州市長

住 所 北九州市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号

商号又は名称 〇〇〇〇株式会社

代表者職 代表取締役

代表者氏名 〇〇 〇〇 印

※自署による記入の場合、押印は不要です。

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

担当者：^{ふりがな}氏名 〇〇〇課 〇〇 〇〇

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり協議を申請します。

記

1 防犯カメラ設置場所

北九州市〇〇区〇〇〇丁目〇番地

代表する設置場所を記入してください。
具体的な場所は別紙図面にて提出してください。

2 防犯カメラ設置予定台数 3 台

3 関係書類

- (1) 撮影対象範囲内の地域団体の同意を証する書類
- (2) 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面
- (3) 設置費用見積書の写し

4 その他

申請人が暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当したときは、市が補助金を交付しないこと、又は補助金の交付の決定を取り消すことについて同意します。

防犯カメラによる撮影の同意願

令和 年 月 日

様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

※自署による記入の場合、押印は不要です。

電話番号

担当者：氏名 ふりがな

電話番号

下記のとおり、防犯カメラを設置し、貴地域の撮影について同意していただきますようお願い申し上げます。

なお、防犯カメラの設置に関する問合せや苦情等に関しては、適切かつ迅速に対応いたします。

記

1 設置場所

2 設置台数 台

(切り離さないでください)

同 意 書

上記の件について同意いたします。

令和 年 月 日

住 所

団体名

代表者職

ふりがな

氏 名

印

※自署による記入の場合、押印は不要です。

電話番号

撮影対象範囲内の地域団体の同意を証する書類

防犯カメラによる撮影の同意願

令和〇〇年 〇月〇〇日

〇〇〇町内会

会長 〇〇 〇〇 様

住 所 北九州市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号

商号又は名称 〇〇〇〇株式会社

代表者職 代表取締役

代表者氏名 〇〇 〇〇 印

※自署による記入の場合、押印は不要です。

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

担当者：氏名 ^{ふりがな} 〇〇〇課 〇〇 〇〇

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

下記のとおり、防犯カメラを設置し、貴地域の撮影について同意していただきますようお願い申し上げます。

なお、防犯カメラの設置に関する問合せや苦情等に関しては、適切かつ迅速に対応いたします。

記

1 設置場所 北九州市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号〇〇〇〇様敷地内
(別添図面のとおり)

2 設置台数 1 台

(切り離さないでください)

同 意 書

上記の件について同意いたします。

令和〇〇年 〇月〇〇日

住 所 北九州市〇〇区〇〇〇丁目〇番△号

団体名 〇〇〇町内会

自署、または押印してください。

代表者職・氏名 ^{ふりがな} 会長 〇〇 〇〇 印

※自署による記入の場合、押印は不要です。

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

設置場所及び撮影範囲を示した図面

←● 設置場所及び撮影方向



撮影範囲がわかる写真 (道路が2 / 3以上写った写真)



MEMO

A large, empty rounded rectangular box with a thin black border, intended for writing a memo. The box is vertically oriented and occupies most of the page's width and height.

北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助金交付申請書
【事業者】

令和 年 月 日

北九州市長

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

電話番号

担当者：氏名 ふりがな _____

電話番号 _____

mailアドレス _____ @ _____

北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり補助金の交付について申請します。

記

1 防犯カメラ設置場所 _____

2 設置予定時期 令和 年 月

3 補助申請台数 _____ 台

4 補助申請金額 _____ 円

5 関係書類

- (1) 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面
- (2) 設置費用見積書の写し
- (3) 設置する防犯カメラの概要がわかる資料（図面、カタログ等）
- (4) 役員名簿
- (5) 防犯カメラ設置補助事業収支予算書
- (6) 防犯カメラ管理運用規程
- (7) 管理運用責任者及び操作取扱者届出書
- (8) その他市長が必要と認める書類

※ (1)～(2)は、事前協議申請時に提出したものから変更がない場合、提出を省略することができます。

北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助金交付申請書 【事業者】

令和〇〇年 〇月〇〇日

北九州市長

交付申請書と実績報告書の押印は、必ず同じ印鑑を使用して下さい。

住所 **北九州市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号**商号又は名称 **〇〇〇〇株式会社**代表者職 **代表取締役**代表者氏名 **〇〇 〇〇** 印電話番号 **〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇**担当者：氏名 ふりがな **〇〇〇課 〇〇 〇〇**電話番号 **〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇**メールアドレス **_____@_____**

北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり補助金の交付について申請します。

記

1 防犯カメラ設置場所 **北九州市〇〇区〇〇〇丁目〇番地**2 設置予定時期 **令和 〇〇 年 〇 月**3 補助申請台数 **3** 台4 補助申請金額 **350,000** 円

5 関係書類

(1) 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面

(2) 設置費用見積書の写し

(3) 設置する防犯カメラの概要がわかる資料（図面、カタログ等）

(4) 役員名簿

(5) 防犯カメラ設置補助事業収支予算書

(6) 防犯カメラ管理運用規程

(7) 管理運用責任者及び操作取扱者届出書

(8) その他市長が必要と認める書類

概ねの予定時期を記入してください。（市の交付決定通知の後になります。）

別に作成する収支予算書にて算定した補助金額を記入してください。

口座振込依頼書等

※ (1)～(2)は、事前協議申請時に提出したものから変更がない場合、提出を省略することができます。

役員名簿

令和 年 月 日

役職名	(ふりがな) 氏名	性別	住所	生年月日
	()	男・女		明・大・昭・平
	()	男・女		明・大・昭・平
	()	男・女		明・大・昭・平
	()	男・女		明・大・昭・平
	()	男・女		明・大・昭・平

誓約書兼同意書

北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助金交付要綱第4条第1項及び第2号の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。また、必要な官公庁への照会を行うことについて、承諾します。

商号 又は 名称			
代表者氏名	印	連絡先 TEL	

※自署による記入の場合、押印は不要です。

役員名簿

令和〇〇年 〇月〇〇日

役職名	(ふりがな) 氏名	性別	住所	生年月日
代表取締役	(〇〇 〇〇) 〇〇 〇〇	男・女	北九州市〇〇区〇〇丁目〇 番〇号	明・大・昭・平 〇年〇月〇日
取締役	(▲▲ ▲▲) ▲▲ ▲▲	男・女	北九州市〇〇区▲▲丁目〇 番〇号	明・大・昭・平 〇年〇月〇日
取締役	(■■ ■■) ■■ ■■	男・女	北九州市〇〇区■■丁目〇 番〇号	明・大・昭・平 〇年〇月〇日
取締役	(●● ●●) ●● ●●	男・女	北九州市〇〇区●●丁目〇 番〇号	明・大・昭・平 〇年〇月〇日
取締役	(▲▲ ▲▲) ▲▲ ▲▲	男・女	北九州市〇〇区▲▲丁目〇 番〇号	明・大・昭・平 〇年〇月〇日

誓約書兼同意書

北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助金交付要綱第4条第1項及び第2号の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。また、必要な官公庁への照会を行うことについて、承諾します。

商号 又は 名称	〇〇〇〇株式会社		
代表者氏名	〇〇 〇〇 印	連絡先 TEL	〇〇〇-〇〇〇-〇〇 〇〇

※自署による記入の場合、押印は不要です。

安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助事業収支予算書

1. 収入額 (単位：円)

項目	金額	備考
合計		

2. 支出額 (単位：円)

項目	金額	内訳 (カメラ1台ごと)		
		1台目	2台目	3台目
合計				

〇〇〇〇株式会社 安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助事業収支予算書

1. 収入額

(単位：円)

項目	金額	備考
補助金	350,000	110,000+110,000+130,000 =350,000
自己資金	725,680	222,640+222,640+280,400 =725,680
合計	1,075,680	

補助金

補助対象経費の1/3 (1,000円未満切捨て)

1台目：332,640×1/3=110,880→110,000

2台目：332,640×1/3=110,880→110,000

3台目：410,400×1/3=136,800→130,000(上限)

自己資金

補助対象経費－補助金

332,640－110,000=222,640

332,640－110,000=222,640

410,400－130,000=280,400

2. 支出額

3台以上の申請の場合は本書に列を追加するか別紙を追加してください。

(単位：円)

項目	金額	内訳 (カメラ1台ごと)		
		1台目	2台目	3台目
防犯カメラ (機器購入費)	180,000	60,000	60,000	60,000
録画装置 (機器購入費)	192,000	64,000	64,000	64,000
設置工事費	606,000	178,000	178,000	250,000
看板設置費	18,000	6,000	6,000	6,000
消費税	79,680	24,640	24,640	30,400
合計	1,075,680	332,640	332,640	410,400

補助金の算定のために、設置費用の見積は1台ごとの金額がわかるようにしてください。
例えば、カメラ3台設置、録画装置(レコーダー)1台設置の場合、録画装置1台の金額をカメラ3台分に等分割して、1台当たりの金額を算定してください。

〇〇〇〇株式会社 防犯カメラ管理運用規程

（目的）

第1条 北九州市〇〇区〇〇〇丁目〇番地における自主的な防犯活動を目的として設置する〇〇〇〇株式会社防犯カメラ（以下、「防犯カメラ」という。）について、目的に則し、プライバシーの保護に配慮した適正な管理及び運用に関する事項を定める。

（設置場所及び撮影範囲）

第2条 防犯カメラは**3**台設置し、設置場所及び撮影範囲は別図のとおりとする。

（設置者）

第3条 防犯カメラの設置者は、〇〇〇〇株式会社とする。

（管理及び運用）

第4条 防犯カメラの設置者は、その管理及び運用について、次の各号に掲げる事項を遵守する。

- （1）プライバシーの保護に配慮した管理及び運用を行う。
- （2）保守点検等により適切な維持管理を行う。
- （3）管理運用責任者及び操作取扱者を指定する。
- （4）撮影された画像（以下、「画像」という。）及び画像を収録した記録媒体（以下、「記録媒体」という。）の適正な管理を行うとともに、外部への漏えい等を防止するための所要の対策を講ずる。
- （5）設置、管理及び運用において事故があった際は、速やかに対応し処理する。
- （6）設置場所の所有者等の事情により、移設等の必要が生じた場合は、関係者と協議を行い適切に対応する。

（管理運用責任者及び操作取扱者）

第5条 管理運用責任者は、防犯カメラ、画像及び記録媒体の適正な管理及び運用を行う。

- 2 管理運用責任者は、▲▲ ▲▲▲とする。
- 3 操作取扱者は、管理運用責任者の指揮監督の下に防犯カメラ及び録画装置の操作を行う。
- 4 操作取扱者は、■ ■ ■■とする。
- 5 防犯カメラ及び録画装置の操作は、管理運用責任者及び操作取扱者（以下、「管理運用責任者等」という。）以外の操作を禁止する。

6 防犯カメラの設置者及び管理運用責任者等（以下「設置者等」という。）は、画像及び画像から知り得た情報を他に漏らし、不当な目的のために使用しない。設置者等でなくなった後においても同様である。

（画像の保存期間、消去）

第6条 画像及び記録媒体の管理は、次の各号に定める。

（1）画像の保存期間は、●日間とする。

7日以上30日以内で
設定してください。

（2）保存期間を経過した画像は、速やかに消去する。

（画像提供の制限）

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三者への画像提供は禁止する。

（1）捜査機関から具体的事件を提示して、犯罪捜査のために情報提供を求められた場合

（2）人の生命、身体又は財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要がある場合

（3）その他法令に基づく照会があった場合

2 犯罪捜査のための情報提供依頼は、刑事訴訟法に規定する「捜査関係事項照会書」の提出を受けるものとし、管理運用責任者が審査・許可した場合にのみ提供を行う。

3 画像を提供した場合は次の各号に定める事項を記録保存する。

（1）提供日時

（2）利用目的

（3）提供先

（4）提供する画像の内容

（問い合わせ等の対応）

第8条 管理運用責任者は、住民等から防犯カメラに関する問い合わせや苦情を受けたときは、その内容が本管理運用規程に照らして適正かどうか判断し、適切かつ迅速に対応する。

（その他）

第9条 本管理運用規程に記載していない事項は、「北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助事業管理運用要領」に基づき取り扱うものとする。

付則

本規程は、令和○年○月○○日から施行する。

管理運用責任者及び操作取扱者（新規・変更）届出書

令和 年 月 日

北九州市長

住所

団体名
〔事業者については
商号又は名称〕

代表者職

ふりがな
氏名

印

〔事業者については
代表者氏名〕※自署による記入の場合、押印は不要です。

電話番号

担当者：ふりがな
氏名

電話番号

管理運用責任者及び操作取扱者を下記のとおり定めましたので届出いたします。

防犯カメラ等の管理運用については、北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助事業管理運用要領を遵守いたします。

記

(管理運用責任者)

住所

氏名

印

※自署による記入の場合、押印は不要です。

電話番号

(操作取扱者)

住所

氏名

印

※自署による記入の場合、押印は不要です。

電話番号

管理運用責任者及び操作取扱者（新規・変更）届出書

令和〇年 〇月〇〇日

北九州市長

住所 **北九州市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号**

団体名
〔事業者については
商号又は名称〕

〇〇〇〇株式会社

代表者職

代表取締役

ふりがな
氏名

〇〇 〇〇 印

〔事業者については
代表者氏名〕

※自署による記入の場合、押印は不要です。

電話番号

〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

担当者：ふりがな
氏名

〇〇〇課 〇〇 〇〇

電話番号 **〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇**

管理運用責任者及び操作取扱者を下記のとおり定めましたので届出いたします。

防犯カメラ等の管理運用については、北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助事業管理運用要領を遵守いたします。

申請する事業者の中から定めてください。

記

(管理運用責任者)

住所 **北九州市〇〇区〇〇〇丁目▲番▲号**

氏名 **▲▲ ▲▲▲** 印

※自署による記入の場合、押印は不要です。

電話番号 **▲▲▲-▲▲▲-▲▲▲▲**

(操作取扱者)

住所 **北九州市〇〇区〇〇〇丁目■番■号**

氏名 **■ ■ ■ ■** 印

※自署による記入の場合、押印は不要です。

電話番号 **■ ■ ■ - ■ ■ ■ - ■ ■ ■ ■**

北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助金口座振込依頼書

北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助金は、下記口座に振り込んでください。

振込先	<input type="text"/>	銀行 信用金庫 農協	<input type="text"/>	支店
-----	----------------------	------------------	----------------------	----

預金種類	普通	・	当座
------	----	---	----

口座番号	<input type="text"/>
------	----------------------

フリガナ	<input type="text"/>
口座名義	<input type="text"/>
住所	<input type="text"/>

北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助金口座振込依頼書

北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助金は、下記口座に振り込んでください。

振込先	〇〇	銀行	信用金庫	〇〇	支店
預金種類	普通	農協	当座		

いずれかに○印を記入してください

いずれかに○印を記入してください

口座番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
------	----------

フリガナ	〇〇〇〇カブシキガイシャ ダイヒョウトリシマリヤク 〇〇 〇〇
口座名義	〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇
住所	北九州市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号

通帳の名義をカタカナで記入してください

※記載ミスにより補助金を入金できないことがあります。

通帳の写しもご提出いただけますと、入金手続きが確実にできます。

北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助事業実績報告書

令和 年 月 日

北九州市長

住所

〔	団体名	〕
	事業者については 商号又は名称	

代表者職

〔	ふりがな 氏名	〕
	事業者については 代表者氏名	

印

電話番号

担当者： ^{ふりがな}氏名
電話番号

令和 年 月 日付北九州市指令総安安第 号により補助金の交付決定を受けました事業の実績について、下記のとおり報告します。

記

- 1 防犯カメラ設置場所 _____
- 2 防犯カメラの設置年月日 令和 年 月 日 _____
- 3 収支計算
- | | | |
|-----|------|--------|
| ① | 交付金額 | _____円 |
| ② | 精算金額 | _____円 |
| ①－② | 戻入額 | _____円 |
- 4 添付書類
- (1) 設置した防犯カメラにより撮影された画像
 - (2) 設置場所の工事前後の写真
 - (3) 領収書の写し
 - (4) 防犯カメラ設置補助事業収支決算書
 - (5) その他市長が必要と認める書類

5 その他

防犯カメラの設置工事等について、暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係者に、その全部又は一部を委任し、又は請け負わせたときは、市が補助金の交付決定をしないこと、又は補助金の交付の決定を取り消すことについて同意します。

北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助事業実績報告書

令和〇〇年 〇月〇〇日

北九州市長

住所

北九州市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号

団体名

〇〇〇〇株式会社

〔事業者については
商号又は名称〕

代表者職

代表取締役

交付申請書と実績報告書の押印は、必ず同じ印鑑を使用して下さい。

ふりがな
氏名

〇〇 〇〇

印

〔事業者については
代表者氏名〕

電話番号

〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

担当者：ふりがな
氏名

〇〇〇課 〇〇 〇〇

電話番号

〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

令和〇〇年 〇月〇〇日付北九州市指令総安安第〇〇〇号により補助金の交付決定を受けました事業の実績について、下記のとおり報告します。

記

- 1 防犯カメラ設置場所 北九州市〇〇区〇〇〇丁目〇番地
- 2 防犯カメラの設置年月日 令和〇年 〇月 〇〇日
- 3 収支計算
- | | | |
|-----|------|------------------|
| ① | 交付金額 | <u>350,000</u> 円 |
| ② | 精算金額 | <u>350,000</u> 円 |
| ①-② | 戻入額 | <u>0</u> 円 |
- 4 添付書類
- (1) 設置した防犯カメラにより撮影された画像
 - (2) 設置場所の工事前後の写真
 - (3) 領収書の写し
 - (4) 防犯カメラ設置補助事業収支決算書
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 5 その他

防犯カメラの設置工事等について、暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係者に、その全部又は一部を委任し、又は請け負わせたときは、市が補助金の交付決定をしないこと、又は補助金の交付の決定を取り消すことについて同意します。

安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助事業収支決算書

1. 収入額

(単位：円)

項目	金額	備考
合計		

2. 支出額

(単位：円)

項目	金額	内訳 (カメラ1台ごと)		
		1台目	2台目	3台目
合計				

〇〇〇〇株式会社 安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助事業収支決算書

1. 収入額

(単位：円)

項目	金額	備考
補助金	350,000	110,000+110,000+130,000 =350,000
自己資金	725,680	222,640+222,640+280,400 =725,680
合計	1,075,680	

補助金

補助対象経費の1/3 (1,000円未満切捨て)

1台目：332,640×1/3=110,880→110,000

2台目：332,640×1/3=110,880→110,000

3台目：410,400×1/3=136,800→130,000(上限)

自己資金

補助対象経費－補助金

332,640－110,000=222,640

332,640－110,000=222,640

410,400－130,000=280,400

2. 支出額

3台以上の申請の場合は本書に列を追加するか別紙を追加してください。

(単位：円)

項目	金額	内訳 (カメラ1台ごと)		
		1台目	2台目	3台目
防犯カメラ (機器購入費)	180,000	60,000	60,000	60,000
録画装置 (機器購入費)	192,000	64,000	64,000	64,000
設置工事費	606,000	178,000	178,000	250,000
看板設置費	18,000	6,000	6,000	6,000
消費税	79,680	24,640	24,640	30,400
合計	1,075,680	332,640	332,640	410,400

補助金の算定のために、設置費用の見積は1台ごとの金額がわかるようにしてください。
例えば、カメラ3台設置、録画装置(レコーダー)1台設置の場合、録画装置1台の金額をカメラ3台分に等分割して、1台当たりの金額を算定してください。

北九州市防犯カメラ管理運用状況報告書

令和 年 月 日

北九州市長

住所

団体名
〔事業者については
商号又は名称〕

代表者職

ふりがな
氏名
〔事業者については
代表者氏名〕

電話番号

担当者：ふりがな
氏名

電話番号

令和 年度(令和 年4月～令和 年3月)の防犯カメラ管理運用状況について、以下のとおり報告します。

設置状況	設置年度	令和 年度	設置台数	台
	機器の作動状況（故障等）			
	機器の設置状況（固定状況等）			
画像提供	画像を提供した回数		回	
	画像を提供した場合、その内容などを記入してください。			
管理運用 責任者	責任者の変更（いずれかに○を） 有・無		住所	
	【変更日】 年 月 日		氏名	
			電話番号	
操作取扱者	取扱者の変更（いずれかに○を） 有・無		住所	
	【変更日】 年 月 日		氏名	
			電話番号	

北九州市防犯カメラ管理運用状況報告書

令和〇〇年 〇月〇〇日

北九州市長

住所

北九州市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号
〇〇〇〇株式会社

団体名

〔事業者については
商号又は名称〕

代表者職

代表取締役

ふりがな
氏名

〇〇 〇〇

〔事業者については
代表者氏名〕

電話番号

〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

担当者：ふりがな
氏名

〇〇〇課 〇〇 〇〇

電話番号

〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

防犯カメラを設置した翌年度から5年に達するまで毎年度、防犯カメラ管理運用状況報告書を提出してください。

令和〇年度（令和〇年4月～令和〇年3月）の防犯カメラ管理運用状況について、以下のとおり報告します。

設置状況	設置年度	令和〇△年度	設置台数	3	台
	機器の作動状況（故障等）		良好		
	機器の設置状況（固定状況等）		良好		
画像提供	画像を提供した回数		1	回	
	画像を提供した場合、その内容などを記入してください。				
	窃盗事件に基づき、5月30日に〇〇警察署に画像を提供				
管理運用責任者	責任者の変更（いずれかに○を） 有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>		住所	北九州市〇〇区〇〇〇丁目▲番▲号	
	【変更日】 年 月 日		電話番号	▲▲▲-▲▲▲-▲▲▲▲	
	氏名		▲▲ ▲▲▲		
操作取扱者	取扱者の変更（いずれかに○を） 有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>		住所	北九州市〇〇区〇〇〇丁目■番■号	
	【変更日】 年 月 日		電話番号	■●●-■●●-■●●●	
	氏名		■● ■●		

北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助事業変更・廃止申請書

令和 年 月 日

北九州市長

住所

団体名
〔事業者については
商号又は名称〕

代表者職

ふりがな
氏名
〔事業者については
代表者氏名〕

印

電話番号

担当者：ふりがな
氏名

電話番号

令和 年 月 日付北九州市指令総安安第 号で交付決定を受けた防犯カメラの設置について変更等の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 防犯カメラ設置場所

2 変更内容

	現在	変更後
設置台数	台	台

3 変更理由

4 関係書類

- (1) 変更しようとする防犯カメラの位置が分かる図面
- (2) その他市長が必要と認める書類

北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助事業変更・廃止申請書

令和〇年 〇月〇〇日

北九州市長

住所 北九州市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号

団体名
〔事業者については
商号又は名称〕

〇〇〇〇株式会社

代表者職

代表取締役

ふりがな
氏名
〔事業者については
代表者氏名〕

〇〇 〇〇 印

電話番号

〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

担当者：ふりがな
氏名

〇〇〇課 〇〇 〇〇

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

令和〇〇年 〇月〇〇日付北九州市指令総安安第〇〇〇号で交付決定を受けた防犯カメラの設置について変更等の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 防犯カメラ設置場所

北九州市〇〇区〇〇〇丁目▲番▲号

設置して5年以内に、
廃止又は台数を減らす
場合は、交付した補助
金の全部又は一部を返
還していただきます。

2 変更内容

	現在	変更後
設置台数	3 台	3 台

3 変更理由

防犯カメラ設置場所の所有者が変更となり継続して設置ができなくなったため、設置位置を変更するもの

4 関係書類

- (1) 変更しようとする防犯カメラの位置が分かる図面
- (2) その他市長が必要と認める書類